

(新築される方)

ぎふの木で家づくり支援事業

構造材(柱や梁など)及び内装材に
岐阜県産材を使用した方に対して助成します！

- 県内新築タイプ
- 県外新築タイプ

Q & A

制度に関するご質問と回答・・・・・・・・・・ 1

- 事業の説明
- 対象とする木材について
- 内装材の使用要件について
- 県外の住宅への助成について
- 申込から補助金交付までの手続きについて
- その他

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

令和8年度版

岐阜県林政部県産材流通課

【制度に関するご質問と回答】

【事業の説明】

Q1 どのような事業なのでしょうか？

住宅建築における県産材の利用を拡大することを目的として、構造材・内装材に「ぎふ証明材」又は「ぎふ性能表示材又はぎふ証明材かつJAS製品（以下「性能表示材等」という）」を一定量以上使用した新築住宅の建築主に対し、岐阜県から補助金を交付する事業です。県内へ移住定住する方への支援も行っています。

県外に新築する住宅については、県内の補助条件に加え、岐阜県産材住宅のPR（見学会の実施、ホームページへの掲載、SNSによる発信等）にご協力いただくことが条件となります。

補助のタイプは下記の4つがあります。

■新築住宅の助成

- ① 県内新築タイプ
- ② 県外新築タイプ

■住宅のリフォームの助成

- ③ 県内リノベーションタイプ
- ④ 県内改修タイプ

（詳細は別冊の県内リノベーション・改修タイプQ&Aを参考にしてください）

Q2 どんな人が対象になるのでしょうか？

下記の条件をすべて満たす住宅の施主が補助の対象となります。

※住宅の工事完了日から起算して90日以内に交付申請を行う必要があります。詳細はQ25をご確認ください。

■県内・県外新築タイプ

- ・県が実施する構造材又は内装材に対する他の補助金、利子補給を受けない住宅
- ・自ら又は家族が居住するため県内に新築等をする木造住宅
- ・県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する「ぎふの木で家づくり協力工務店」、又は当事業実施後に「ぎふの木で家づくり協力工務店の認定を受ける施工工務店等が施工する住宅（協力工務店についてはQ34参照）
- ・補助のタイプごとに定められた県産材使用要件を満たす住宅

※県外新築タイプのみ

- ・補助住宅に申込をした年度の3月15日（閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに施工工務店等が岐阜県産材のPR（見学会又はホームページ等による広報）を実施する住宅

Q3 タイプごとの県産材使用要件は何でしょうか？

内装材のみの申請はできません。構造材と併せて申請してください。

■県内新築タイプ

○構造材使用要件

構造材に「性能表示材等」を80%以上使用すること。

○構造材要件に加え、内装に県産材を使用する場合

「ぎふ証明材」または「性能表示材等」を内装材に使用すること。

■県外新築タイプ

○構造材使用要件

構造材に「性能表示材等」を80%以上使用すること。

○構造材要件に加え、内装に県産材を使用する場合

内装材に「ぎふ証明材」を使用すること。

補助要件の対象となっている部材（参考資料1、5）

【構造材】土台、束、大引き、柱、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木、方づえ、火打ち

【内装材】住宅内部の床面、壁面及び天井面に内装仕上げとして使用される部材（床板、壁板、天井板、塗り壁材等）（造り付けの棚・家具類を除く）

Q4 補助金の額はいくらでしょうか？

■県内新築タイプ（最大32万円） 《※併用あり（最大17万6千円）》

○構造材と内装材の県産材使用量に応じて下記①又は①と②の合計額を助成

①構造材

「性能表示材等」の使用量(m³)×2万円/m³

②内装材

「ぎふ証明材」及び「性能表示材等」の使用量(m²)×2千円/m²

助成額：上限30万円～下限15万円 《※併用あり：上限16万5千円～下限8万2千円》

○内装材の性能表示材等加算（上記に加え、内装材に性能表示材等を使用した場合に加算）

「性能表示材等」の使用量(m²)×400円/m²（上限50m²）

助成額：上限2万円 《※併用あり：上限1万1千円》

■県外新築タイプ（最大20万円） 《※併用あり（最大11万円）》

○構造材と内装材の県産材使用量に応じて下記①又は①と②の合計額を助成

①構造材

「性能表示材等」の使用量(m³)×2万円/m³

②内装材

「ぎふ証明材」及び「性能表示材等」の使用量(m²)×2千円/m²

助成額：上限20万円～下限15万円 《※併用あり：上限11万円～下限8万2千円》

◇国補助金等との併用ありの場合

当該補助金とは別に国補助金等を受ける場合（併用あり）は、併用なしの場合の55%の額（上記《》内の額）が補助金額となります。（参考資料⑥ 申請書類の記載例参照）

Q 5 分譲住宅・建売住宅は対象になりますか？

工事完了日から起算して90日以内に売買契約を締結し、申請ができる住宅は対象となります。なお、売買契約前に申請枠登録の申込みを行う場合は、申請枠登録の申込者は売主となります。※詳しくは「県産材流通課」までお問合せください。

Q 6 店舗併用住宅は対象になりますか？

店舗併用住宅の場合、居住部分の構造材・内装材が県産材使用要件（Q3）を満たしている場合、補助の対象となります。それぞれの算定方法は下記のとおりです。

■構造材使用量

建物全体の構造用木材総使用量を、建物全体の延床面積に占める居住面積で案分します。

（例）構造材総使用量18m³、延床面積120m²（うち居住面積80m²）

・構造材総使用量：18m³×（80m²÷120m²）＝12m³

■内装材使用量

居住部分に使用した内装材使用量を納品書から算定します。納品書から算定が困難な場合は、建物全体の内装材総使用量を、建物全体の内装木質化面積に占める居住部分の内装木質化面積で案分します。

Q 7 インナーガレージは除外する必要がありますか？

インナーガレージ（居住部分と一体となった自動車庫）も居住部分と同等の補助対象とし、延べ面積から除外する必要はありません。

【対象とする木材について】

Q 8 ぎふ証明材とはどのような木材なのでしょうか？

「ぎふ証明材」とは、岐阜県が推進する「岐阜証明材推進制度」（参考資料2）により、合法性の証明された県産材をいいます。

「ぎふ証明材」を取り扱う登録事業者は、県産材流通課のホームページで確認することができます。（→ 『岐阜証明材推進制度』で検索）

Q 9 ぎふ性能表示材とはどのような木材なのでしょうか？

「ぎふ性能表示材」とは、JAS制度に準じて岐阜県が定めた、乾燥度合い、強度、寸法などの測定・表示基準を満たしたぎふ証明材です。（参考資料3）

岐阜県では、安心・安全な家づくりのために、品質・性能が確かな木材製品（ぎふ性能表示材）の使用を推進しています。

Q10 JAS（日本農林規格）製品とは？

「日本農林規格等に関する法律」（JAS法）に基づく「日本農林規格（JAS（ジャス）」）として、製材、集成材、合板、フローリング、CLT（直交集成板）等の規格が定められており、JAS制度では、登録認証機関から製造施設や品質管理及び製品検査の体制等が十分であると認証された者（認証事業者）が、自らの製品にJASマークを付けることができるとされています。

◎「JAS制度の概要」についてはこちら→『<http://www.jlira.jp/jas.html>』

◎「JAS認定工場名簿」についてはこちら→『<http://www.jlira.jp/data/factory.html>』

この事業で対象となるJAS製品は、製材、集成材のうち下表の製品です。

部材名	JAS製品の区分
構造材（横架材）	機械等級区分構造用製材、構造用集成材
構造材（横架材以外）	機械等級区分構造用製材、人工乾燥構造用製材、構造用集成材
内装材	人工乾燥造作用製材、造作用集成材

Q11 県産材ですが合法性が証明されているかどうか分からない木材がありますが、対象になりますか？

県産材であっても「ぎふ証明材」（合法性の証明された県産材）又は「ぎふ性能表示材」であることを確認できる資料がなければ対象となりません。（Q8・Q9参照）

Q12 使用する木材が「性能表示材等」であるかどうかの確認はどうすればよいでしょうか？

■「ぎふ性能表示材」は・・・

「岐阜証明材推進制度」により、県に登録した推進事業者が発行する出荷伝票や納品書等に「ぎふ性能表示材」と記載されているため、確認することができます。

※認定工場とセンター会員工場は、ぎふ性能表示材認証センターのホームページで確認することができます。

（→『ぎふ性能表示材』で検索 <http://www.g-ninsho.com/>）

■「JAS製品」は・・・

製材工場の出荷証明書等により確認することになります。また、併せて「ぎふ証明材」であることを確認できる資料が必要です。

※JASの出荷証明書等に「ぎふ証明材」であることを明記していただいてもかまいません。（Q10参照）

Q13 丸太梁やたいこ材もぎふ性能表示材でなくてははいけないでしょうか？

丸太梁、そま角、たいこ材等「ぎふ性能表示材」又は「JAS製品」の対象にならない形状の構造材や、強度測定できないサイズの構造材等については「ぎふ証明材」であれば「ぎふ性能表示材」として取り扱ってよいものとします。

【内装材の使用要件について】

Q 1 4 内装材使用面積の計算はどうすればよいのでしょうか？

工務店・建築士等が作成する図面を参考に、補助の対象となる内装仕上げ材の納品量から内装材使用面積を計算してください。

■床を内装木質化したときの例

(例) 床材 (18mm×20cm×3.0m) を100枚使用した場合
(1枚当たりの単面積) × (枚数) = (内装木質化面積)
(0.2×3) m² × 100枚 = 60m²

※「内装木質化した箇所が分かる図面」を併せて添付してください。(Q15参照)

■納品量と実際に内装に使用した量が異なる場合

実際に使用した数量で内装材使用面積を計算してください。

(例) 天井板を60枚仕入れて、50枚のみ住宅内部使用した場合
→天井板50枚で内装材使用面積を計算

※実際使用した数量がわかるよう、納品書にメモ書き等でわかるようにしてください。

Q 1 5 「内装木質化した箇所が分かる図面」とはどのようなものなのでしょうか？

「内装木質化した箇所が分かる図面」とは、平面図や展開図等に内装木質化を行った箇所を色付けしたものです。展開図等がなければ、手書きの図面や写真に色付けしたのも認めます。なお、寸法、面積計算式を記載してください。(参考資料4参照)

※原則、内装木質化を行ったすべての箇所を明記してください。壁板・収納(押入れ)の場合は、展開図だけでなく、平面図にも明記してください。

Q 1 6 板材の厚さに条件はあるのでしょうか？

対象とする部材の厚さは概ね10mm以上とします。また、合板等の複合材の場合は、表面に概ね3mm以上の厚さの「ぎふ証明材」が現れていれば対象とします。

Q 1 7 収納(押入れ)の内装も対象になるのでしょうか？

居住スペースと同様に床板、壁板、天井板が対象となります。

Q 1 8 窓枠、階段の部分は対象となりますか？

窓枠は対象とします。

階段は、水平部分(踏み板)及び垂直部分(蹴上板)の面積を対象とします。

(参考資料5の写真③④)

Q19 造り付けの棚や家具も対象になるのでしょうか？

造り付けの棚、家具類は対象としません。

Q20 塗り壁材やストランドボードは対象になるのでしょうか？

主原料に「ぎふ証明材」を使用した製品であれば対象とします。
その場合、ぎふ証明材が主原料であることがわかるカタログ・チラシ等の写しを添付していただくことがあります。

Q21 天井板と続きになっている軒裏は対象になりませんか？

住宅の内部（居住スペース）に使用した内装仕上げ材を対象としているため、軒裏は対象としません。内装以外に使用した部材が納品書に含まれている場合は除いて計算してください。

【県外の住宅への助成について】

Q22 県外で新築する住宅について申請する場合、県内と違う点は何ですか？

県外で岐阜県産材をPRいただくことを目的としています。
そのため、県外で新築する住宅については、施工工務店等による見学会（構造見学会又は完成見学会）又は、施工工務店等が管理するホームページ等やSNSで広報を実施することが申請の条件となっています。
なお、県外に関する申請書類等は全て、岐阜県林政部県産材流通課へ提出してください。

■ホームページやSNSを活用した広報について

＜掲載内容基準＞

レイアウト等はお任せしますが、下記の①～⑤の内容を掲載してください。

- ①住宅の写真（施工中でも可）を載せること
- ②「岐阜県産の木材を使った」旨の文言を入れること
- ③「ぎふの木で家づくり支援事業を申請する」旨の文言を入れること
- ④特段の事情がない限り、県が見学会又は広報の実施を確認する為、掲載を当該年度3月末まで削除しないこと
- ⑤ホームページを活用した場合
記事等に「ぎふの木で家づくり支援事業トップページのリンク（下記）」を貼ること
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8700.html>
SNSを活用した場合
「#ぎふの木の家」のハッシュタグを付けて投稿すること

※「交付申請書」の提出時にPRを未実施の場合は、当該年度の3月15日（閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに実施報告書を提出すること

【申込から補助金交付までの手続きについて】

Q 2 3 申請枠登録制度とは何ですか？

当事業の補助を受けるためには、工事完了後に「補助金交付申請」を行う必要があります。
「申請枠登録制度」とは、交付申請の枠を工事完了前に登録しておくことができる制度です。
申請枠登録を行っておけば、募集棟数又は予算の上限に達した後でも補助金の交付申請ができます。いわば、補助金交付申請の事前予約です。
なお、申請枠登録は任意の申し込みですので、申請枠登録を行っていない場合でも、募集棟数、及び予算の上限に達していなければ補助金の交付申請が可能です。

Q 2 4 申請枠登録の申込受付期間はいつからいつまででしょうか？

「申請枠登録」は、建築確認済証交付日（建築確認が不要な住宅は、建築工事届提出日）から工事完了日までの間に申し込むことができます。（※交付申請受付期間とは締切日が異なるのでご注意ください）

受付期間は『当該年度の4月15日（閉庁日の場合はその直後の開庁日）～9月30日（閉庁日の場合はその直前の開庁日）まで』です。

令和8年度の「申請枠登録」申込受付期間
令和8年4月15日（水）～令和8年9月30日（水）

Q 2 5 交付申請受付期間はいつからいつまででしょうか？

「交付申請」は、住宅の工事完了日から起算して90日以内に行う必要があります。
受付期間は『当該年度の4月15日（閉庁日の場合はその直後の開庁日）～1月31日（閉庁日の場合はその直後の開庁日）まで』です。

令和8年度の「交付申請書」申請受付期間
令和8年4月15日（水）～令和9年2月1日（月）

※工事完了日の定義について

- 完了検査（建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項）が必要な住宅については、検査済証交付日とします。
- 完了検査が不要な住宅については、施工工務店等が作成する工事完了日を明記する書類に記載する工事完了日とします。（例：工事完了報告書（様式第6号）、工事完了引渡証明書等）

※工事完了日から起算して90日目が開庁日（土日祝日）の場合

閉庁日の『直前の開庁日』を申請受付期限とします。

（例）工事完了日：令和8年4月28日（火）→90日目：令和8年7月26日（日）
⇒申請受付期限：令和7年7月24日（金）

Q 2 6 添付資料に通帳等の写しとあるが、ネットバンキングの場合どうしたらよいでしょうか？

ネットバンキングの場合、通帳等の写しと同様に、銀行名（支店名）、名義人名「カタカナ」、口座番号等が分かる口座情報ページを印刷して提出してください。

Q27 申請書類はどこに提出すればよいでしょうか？

住宅の建築場所によって、書類（「申請枠登録」「交付申請」）の受付機関が異なります。
必要な申請書類は県のHP（「ぎふの木で家づくり」で検索）に掲載しています。

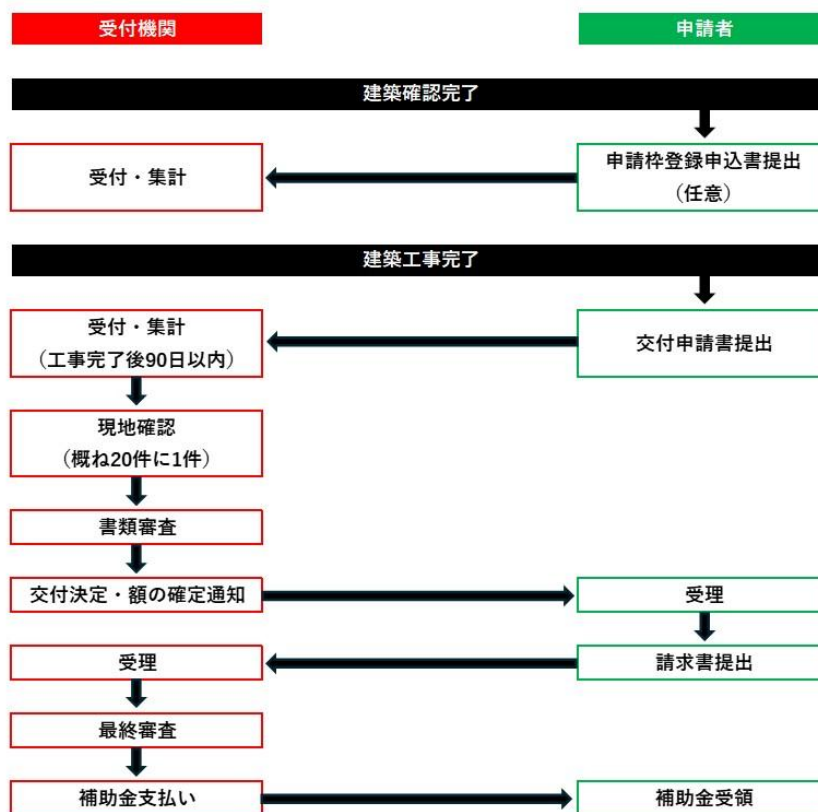
【受付機関】

建築する場所	受付機関	連絡先
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、北方町、岐南町、笠松町	岐阜農林事務所 林業課	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館内 TEL 058-214-7408 FAX 058-215-7034
大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、安八町、輪之内町	西濃農林事務所 林業課	〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内 TEL 0584-73-1111 FAX 0584-73-8606
揖斐川町、大野町、池田町	揖斐農林事務所 林業課	〒501-0603 揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内 TEL 0585-23-1111 FAX 0585-22-6725
関市、美濃市	中濃農林事務所 林業課	〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎内 TEL 0575-33-4011 FAX 0575-33-4060
郡上市	郡上農林事務所 林業課	〒501-4292 郡上市八幡町初音1727-2 郡上総合庁舎内 TEL 0575-67-1111 FAX 0575-67-0961
美濃加茂市、可児市、坂祝町富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	可茂農林事務所 林業課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井字大脇2610-1 可茂総合庁舎内 TEL 0574-25-3111 FAX 0574-28-5301
多治見市、瑞浪市、土岐市	東濃農林事務所 林業課	〒507-8708 多治見市上野町5丁目68-1 東濃西部総合庁舎内 TEL 0572-23-1111 FAX 0572-23-9440
中津川市、恵那市	恵那農林事務所 林業課	〒509-7203 恵那市長島町正家1067-71 恵那総合庁舎内 TEL 0573-26-1111 FAX 0573-25-1501
下呂市	下呂農林事務所 林業課	〒509-2592 下呂市萩原町羽根2605-1 下呂総合庁舎内 TEL 0576-52-3111 FAX 0576-52-1483
高山市、飛騨市、白川村	飛騨農林事務所 林業課	〒506-8688 高山市上岡本町7丁目468 飛騨総合庁舎内 TEL 0577-33-1111 FAX 0577-36-4000
岐阜県外	岐阜県林政部 県産材流通課	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-8487 FAX 058-278-2705

Q 2 8 申請枠登録の申込みから補助金交付までのおおまかな流れを教えてください。

大まかな流れは下記のフロー図のとおりになります。
 タイプによって、受付機関は異なりますが、事業の流れは同様です。
 ※交付申請受付から補助金の振り込みまで4カ月程度かかります。

【フロー図】



Q 2 9 現地確認の日程はどのように決まるのでしょうか？

補助金の「交付申請書」が提出された後、現地確認の対象となった方へは、受付機関（農林事務所又は県産材流通課）から電話連絡し、現地確認日を決定させていただきます。

現地確認の所要時間は30分程度を予定しています。すみやかな確認に御協力願います。

（※注）確認は土日、祝日及び12月29日～1月3日は実施しません。

Q 3 0 補助住宅としての選定はどのように行われるのでしょうか？

申込みの内容が、補助要件（性能表示材の使用量、内装材等の使用面積など）に適合しているものについて、次の方法により選定します。

- ①先着順とします。（申請枠登録申込者も含む）
- ②募集棟数又は予算の上限に達した日に複数の受付があった場合、同日に受付をしたすべての中から抽選によって補助住宅を選定します。

Q 3 1 補助金の申請に際して、提出した書類に虚偽の事項を記載、その他不正の行為をした場合、どんな処分があるのでしょうか？

補助金の交付を受けることができなくなります。また、補助金の交付を受けている場合は、施主の方から補助金を返還していただくことになります。

Q 3 2 申請書類等の訂正や、内容に変更があった時はどうすればいいのでしょうか？

■申請書類等の訂正

- ・訂正については、訂正印、二重線や修正液等を使用しての修正は認められません。訂正があった場合は新しく作成しなおしてください。（参考資料6 申請書類記入例参照）

■内容の変更

- ・「枠登録申込書」「補助金交付申請書」の内容に変更があったときは、すみやかに申込書又は申請書を提出した農林事務所（県外新築は県産材流通課）へ連絡をお願いします。

※「枠登録申込書」の内容変更で、以下の場合は「変更届」（様式第8号）の提出が必要です。

- ①補助金申請額が「増」となった場合
- ②国補助金等との「併用の有無が変更」となった場合

【その他】

Q 3 3 県産材を使った家づくりの相談や要望はどこにすればいいのでしょうか？

岐阜県では、県産材を活用した木造住宅に関する相談・要望に応えることのできる建築士の方を「木造住宅アドバイザー」、県産材住宅に関する相談に対応できる工務店・設計事務所の営業担当者等を「木造住宅相談員」として認定しています。

詳しくは、県庁県産材流通課のホームページから御覧ください。

（→『岐阜県木造住宅アドバイザー』『岐阜県木造住宅相談員』で検索）

Q 3 4 ぎふの木で家づくり協力工務店について

県産材を使った家づくりに取り組んだ実績のある工務店等を岐阜県が「ぎふの木で家づくり協力工務店」として認定していますので、御相談ください。

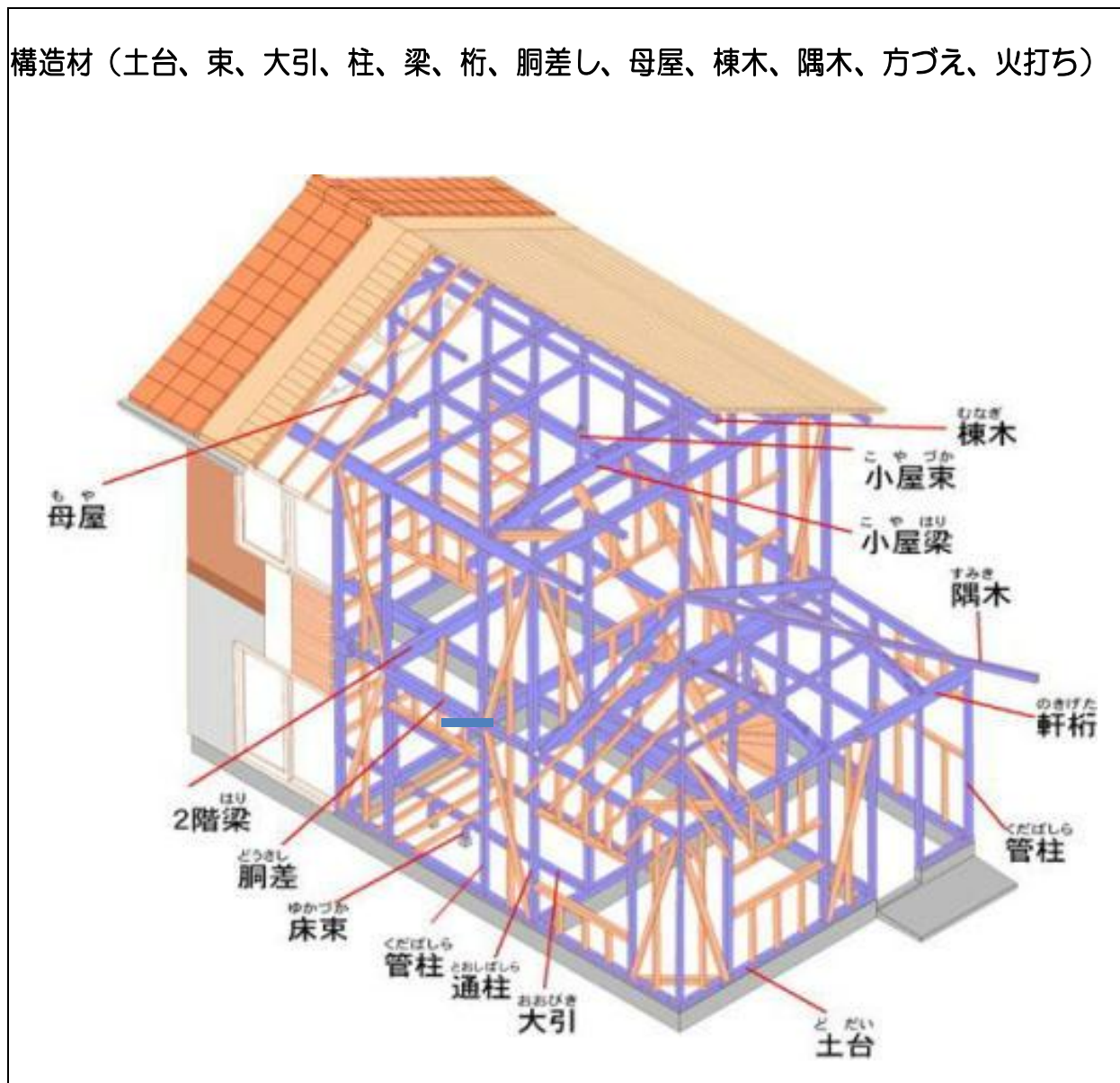
詳しくは、県庁県産材流通課のホームページから御覧ください。

（→『ぎふの木で家づくり協力工務店』で検索）

【参考資料 1】

補助要件の対象となっている部材

構造材（土台、束、大引、柱、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木、方づえ、火打ち）



※注 構造材の補助条件に含まないもの
（垂木、根太、鴨居、窓枠、間柱、半柱、合板受け等）

【参考資料 2】

岐阜証明材推進制度の概要

目的

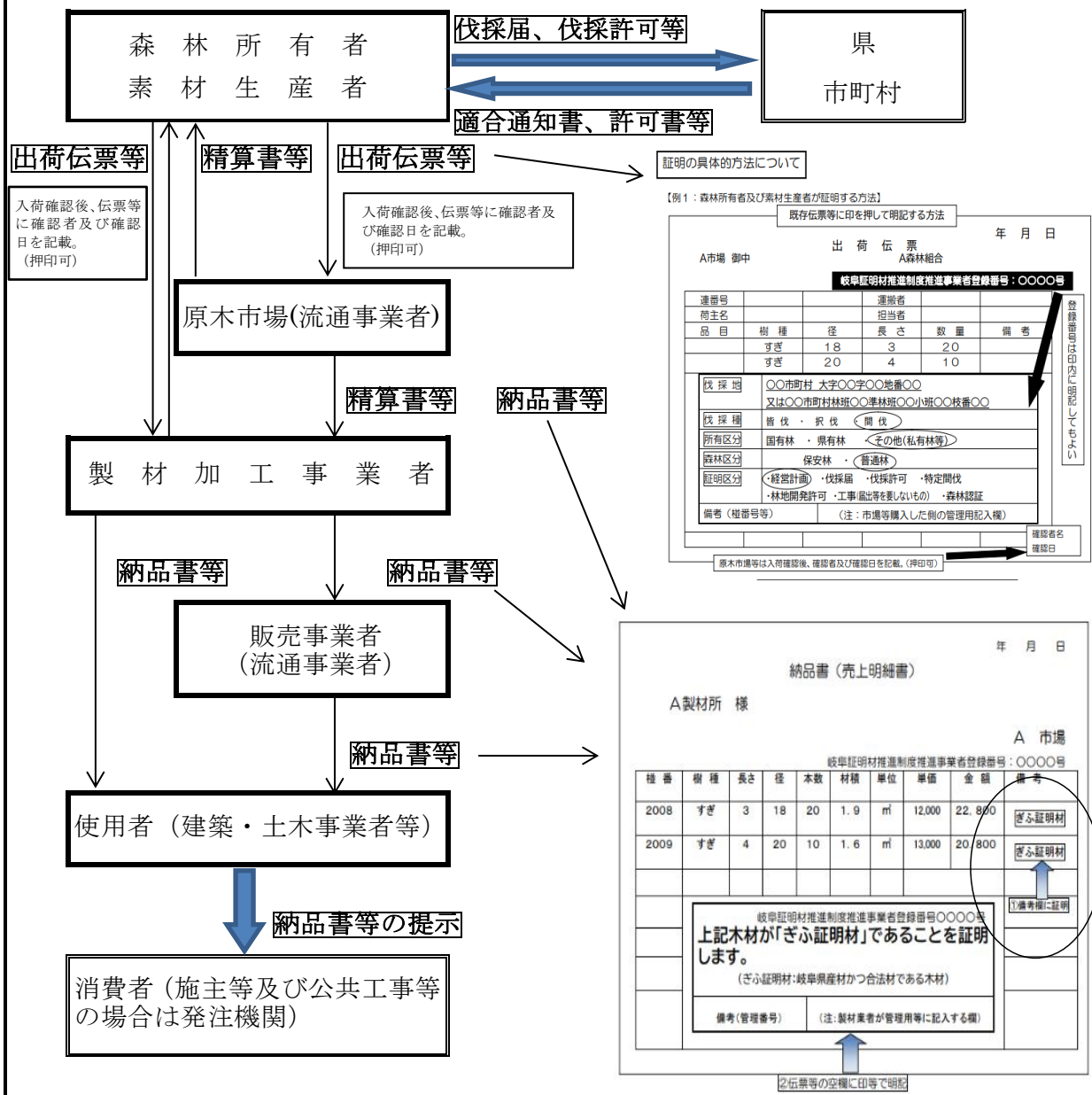
「合法性、生産流通履歴の明確化」及び「消費者が安心できる証明の付与と確認手法の担保」
 岐阜県産材の信頼性の向上による県産材の需要拡大

制度の考え方

生産者から消費者に至るまでの各段階において、販売先に対し、**岐阜県産材であり、合法材である旨（「ぎふ証明材」の明記）**を納品書等に記載し、申し送ることにより消費者が確認できる。

- ・ 県産材：岐阜県に所在する森林から生産された木材
- ・ 合法材：森林法及びその他関係の法令に照らし、適切な手続きで伐採された木材

証明の流れ



【参考資料3】

『ぎふ性能表示材推進制度』の概要

目的

近年、阪神淡路大震災、耐震性能偽装、長期優良住宅の普及などを契機として、住宅の品質や性能に注目が集まり、木材にも乾燥や強度などの性能表示へのニーズが高まっている。

→ **安全・安心な県産材を供給し、県産材のブランド力向上を図る。**

制度の考え方

以下の3つの方法により検査を受けて出荷された木材製品を、岐阜証明材推進事業者が「ぎふ性能表示材である」旨を納品書等に記載し、申し送ることにより消費者が確認できる。

- ① 認定工場が自ら検査し、等級区分して出荷
- ② ぎふ性能表示材認証センター等の出張検査を受けた製品を、センター会員工場が出荷
- ③ センター会員が認証指定工場へ持ち込み、検査を受けた製品を出荷

※検査内容：含水率、強度(曲げヤング係数)^{※横架材のみ}、寸法、節の有無、曲がり等

※認定工場、認証指定工場になるには、施設面、人材面で一定の要件があります。詳しくは認証センターへお問い合わせください。

証明伝票の例

納品伝票等における証明方法1(製材工場の場合)

平成 年 月 日

納品書

〇社様

△社
岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号：〇〇〇〇号
ぎふ性能表示材認証センター認定工場(又はセンター検査番号)：第〇〇〇号

樹種	品名	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考
すぎ	柱	120×120×300	10	0.04	0.4	45,000	18,000	新設管理番号〇〇〇〇 ぎふ性能表示材
								①備考欄に証明・伝票に応じて各事業者における製品管理番号を記入

岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号：〇〇〇〇号
ぎふ性能表示材認証センター認定工場(又はセンター検査番号)：第〇〇〇号

上記木材が「ぎふ性能表示材」であることを証明します。

備考(管理番号等) (注：購入した側が管理用等に記入する欄)

②伝票等の空欄に印等で証明

認定工場番号等を明記

① 証明材登録番号に加え、認定工場(認証指定工場)の自主検査等による出荷の場合、その認定工場番号。

② 証明材登録番号に加え、センター等の出張検査による出荷の場合、その検査番号(センターから付与された番号)

「ぎふ性能表示材」を明記

「ぎふ証明材」に換え、「ぎふ性能表示材」と記載する。

購入者等は納品伝票等により「ぎふ性能表示材」を確認できる。

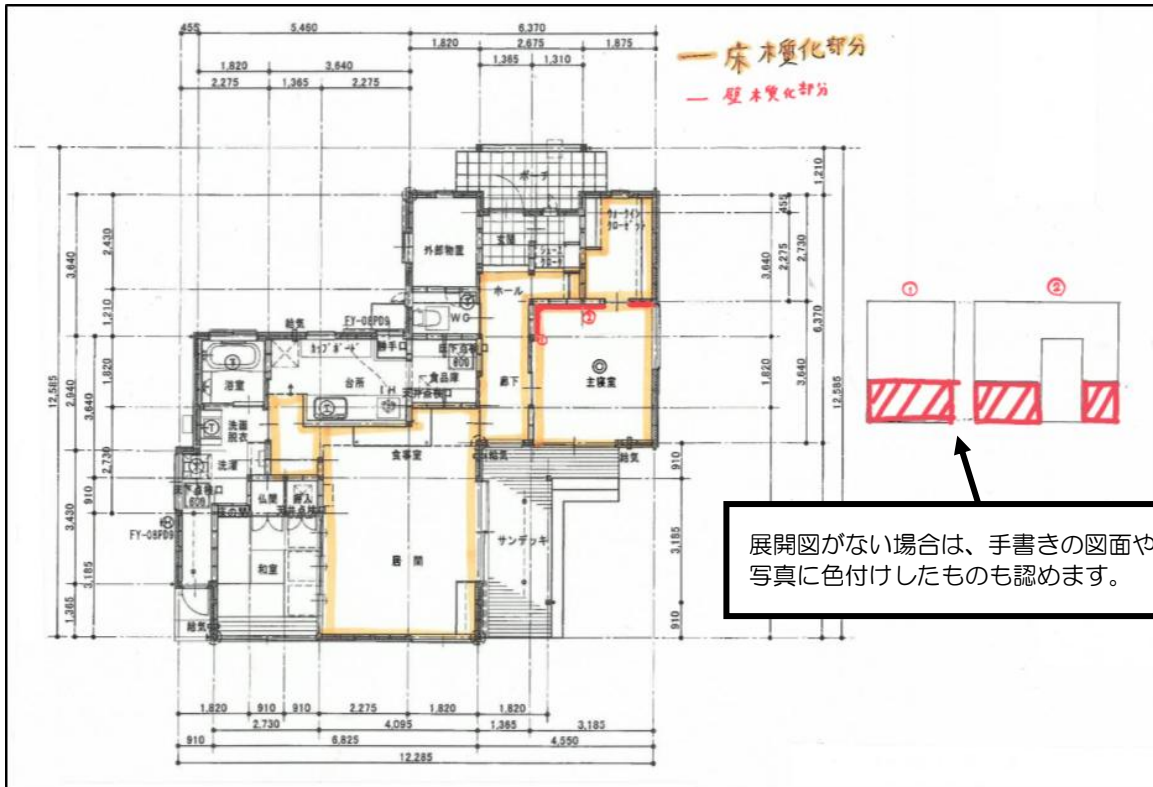
【明記方法(①又は②のいずれかの方法でよい)】
①備考欄に明記：伝票等の備考欄に「ぎふ性能表示材」を明記。
②伝票等の空欄に印等で明記：伝票等の木材が全て性能表示材であれば、空欄に印等を押しつけて明記する方法も可

【参考資料 4】

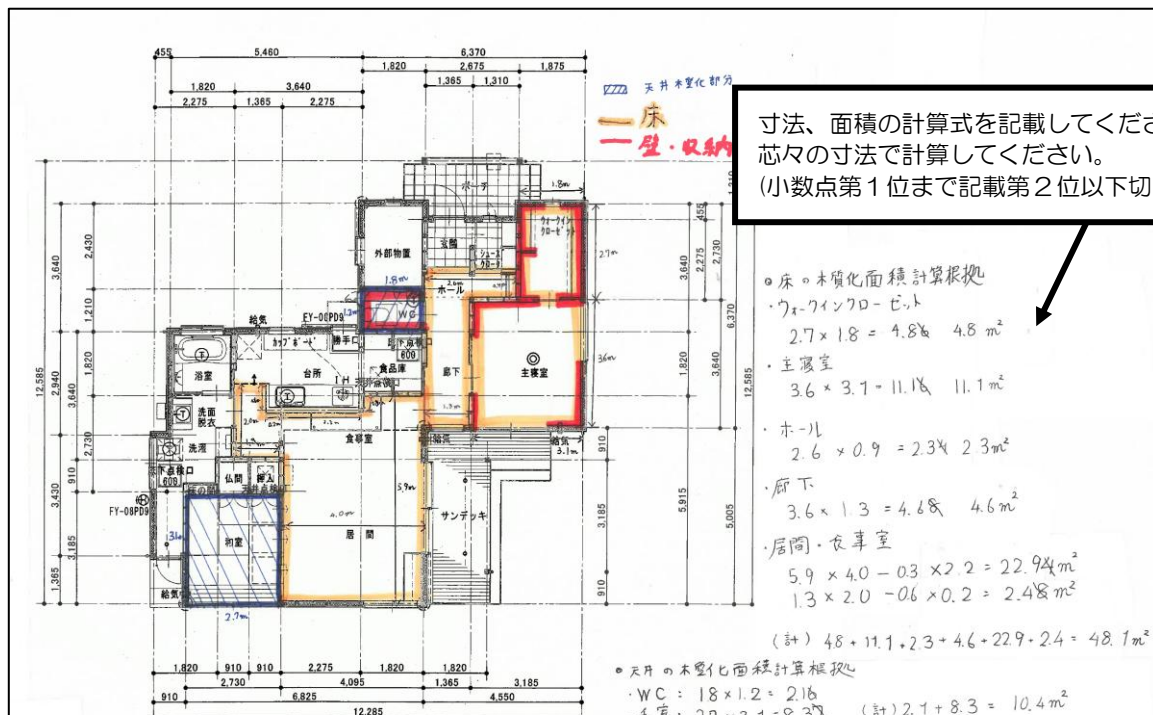
内装木質化した箇所が分かる図面

(例 1) 床・壁の木質化を行った場合 (平面図+展開図)

…床・天井の場合は平面図が、壁の場合は平面図+展開図が必要になります。



(例 2) 面積計算式の記載例



内装木質化の対象面積とする部分

写真①



天井板 (対象)
廻縁も「ぎふ証明材」の場合は、対象面積に含めることができます。

写真②



写真③



写真④



【参考資料6】申請書類記入例

様式第1号（補助住宅申請枠登録申込書）

訂正印、二重線、修正液等での修正は認められません

受付番号 枠

受付年月日

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅申請枠登録申込書

申請日： 令和 8 年 4 月 20 日

岐阜県知事 様

【申請者】 〒

500-8570

住所

岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

ふりがな
氏名

ぎふ たろう
岐阜 太郎

連名で申請する必要はありません

72-8487

岐阜県が実施する、「ぎふの木で家づくり支援事業費補助金実施要領（以下、「要領」という。）」第5条第2項の規定に基づき、補助住宅申請枠登録を受けたいので、下記のとおり申込みます。

記

1 住宅概要	建築場所	岐阜 県 岐阜 市町村 藪田南5丁目14番53号	
	工事完了予定	令和 8 年 12 月 見込 <small><工事完了日の定義> 完了検査（建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項）が必要な建物は、検査済証交付日とします。 完了検査が不要な建物は、工事完了報告書（様式第6号）等に記載された工事完了日とします。</small>	
	住宅の仕様	木造 <input checked="" type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て ※該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。 延べ床面積（住宅の部分の面積） 123.45 m ²	
	工事施工者名	県流建設	
	・住所 ・電話番号	大垣市江崎町422-3 0584-73-1111	
(問い合わせ先) 担当者： 県流 次郎 (TEL： 090-0000-0000)			
2 申請内容	併用の有無（国補助金等）	<input checked="" type="checkbox"/> 併用あり <input type="checkbox"/> 併用なし	
	事業タイプ	<input checked="" type="checkbox"/> 県内新築タイプ <input type="checkbox"/> 県外新築タイプ	
	※併用ありの計算の仕方 ⑤+⑥=289,360円 289,360×0.55=159,148 →159,000円	<input type="checkbox"/> 申し込む ※工事完了時に県外に居住、又は申込年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合、申し込み可能	
	補助金申請額	159,000 円 ※1,000円未満切り捨て	
	【内訳】当補助金の交付を受けようとする県産材使用量を記載し、補助金申請額を計算してください。 ①③の数量は小数点以下第4位まで表示（第5位以下四捨五入） ②④⑥の数量は小数点以下第1位まで表示（第2位以下切り捨て） 金額は1円未満切り捨て		
	項目	内容	数量・金額
	①構造材 総使用量（A）		14.8197 m ³
	②構造材 県産材率（B）÷（A）	（県産材率80%以上であること）	88.4 %
	③構造材 性能表示材等使用量（B）	13.1120 m ³ ×20,000円/m ³	262,240 円
	④内装材 ぎふ証明材使用面積	11.3 m ² ×2,000円/m ²	22,600 円
⑤金額 小計③+④	補助金上限額300,000円以内の額	284,840 円	
⑥内装材性能表示材等加算 性能表示材等使用面積 ※県内新築タイプのみ対象	11.3 m ² ×400円/m ² ※加算上限20,000円	4,520 円	
計（⑤+⑥）		289,360 円	

納品書等から
転記

納品書等から
転記

	<p style="text-align: center;">県産材住宅PR 申請書内容</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> (県外タイプ申込予定者のみ記入) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/> 構造見学会 <input type="checkbox"/> 完成見学会 <input type="checkbox"/> 広報 (ホームページ・SNS等) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 実施予定： 令和 年 月 </div>
<p>4 誓約・同意事項</p>	<p>【誓約事項】 枠申請登録にあたり、下記の事項を誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造材、準構造材及び内装材に対する県の他の補助金又は利子補給と併用しないことを確認し、誓約します。 ・ 要領第3条の規定に定められた木材使用量以上県産材を使用することを誓約します。 ・ 要領第9条の規定により補助金交付申請後に現地確認の対象となった際は、現地確認立会い等県に全面的に協力することを誓約します。 ・ 国補助金等との併用の有無に偽りが無いこと、また、これに変更があった場合は変更届を提出することを確認し、誓約します。 <p>【同意事項】 補助枠登録にあたり、下記の事項に同意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本申請により県が入手する個人情報に関し、本補 <p>< 申込者 ></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px; display: flex; align-items: center;"> 署名 岐阜 太郎 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> 申請者(施主)が直筆で記載する 誓約・同意事項を必ずお読みの上ご署名ください </div>

訂正印、二重線、修正液等での修正は認められません

記入しない

受付番号

受付年月日

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅申込書
兼補助金交付申請書 (県内)

申請日： 令和 8 年 8 月 10 日

岐阜県知事 様

【申請者】 〒

500-8570

住所

岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

ふりがな

ぎふ たろう

氏名

岐阜 太郎

連絡先 (電話番号)

058-272-8487

振込先口座の名義と申請者名は原則一致させてください

※連名で申請する必要はありません

※申請者と振込先の口座名義人が異なる場合は委任状が必要です

補助金実施要領 (以下、「要領」という。)

で、下記のとおり申請します。

1 住宅概要	建築場所	岐阜県 岐阜 市町村
		藪田南5丁目14番53号
	工事完了日	令和 8 年 8 月 8 日
		<small><工事完了日の定義> 完了検査 (建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項) が必要な建物は、検査済証交付日とします。 完了検査が不要な建物は、工事完了報告書 (様式第6号) 等に記載された工事完了日とします。</small>
	住宅の仕様	木造 <input checked="" type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て ※該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。 延べ床面積 (住宅の部分の面積) 123.45 m ²
工事施工者名	県流建設	
・住所	大垣市江崎町422-3	
・電話番号	0584-73-1111	
(問い合わせ先)	担当者： 県流 次郎 (TEL： 090-0000-0000)	

【併用ありの計算の仕方】

⑤+⑥=289,360円
289,360×0.55=159,148
→159,000円

併用なし (国補助金等)

併用あり

併用なし

定住住枠

申し込む

※工事完了時に県外に居住、又は申込年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合、申し込み可能

補助金申請額

※併用なし (⑤+⑥)

※併用あり (⑤+⑥) × 0.55

159,000 円

※1,000円未満切り捨て

【内訳】 当補助金の交付を受けようとする県産材使用量を記載し、補助金申請額を計算してください。

①③の数量は小数点以下第4位まで表示 (第5位以下四捨五入)

②④⑥の数量は小数点以下第1位まで表示 (第2位以下切り捨て)

金額は1円未満切り捨て

2 申請内容	項目	内容	数量・金額
	① 構造材 総使用量 (A)		14.8197 m ³
	② 構造材 県産材率 (B) ÷ (A)	(県産材率80%以上であること)	88.4 %
「木材使用量 計算書」から転記	③ 構造材 性能表示材等使用量 (B)	13.1120 m ³ × 20,000円/m ³	262,240 円
	④ 内装材 ぎふ証明材使用面積	11.3 m ² × 2,000円/m ²	22,600 円
	⑤ 金額 小計③+④	補助金上限額300,000円以内の額	284,840 円
「内装材使用 面積計算書」 から転記	⑥ 内装材 性能表示材等使用面積	11.3 m ² × 400円/m ² ※加算上限20,000円	4,520 円
	計 (⑤+⑥)		289,360 円

3	申請枠登録	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																										
4	誓約・同意事項	<p>【誓約事項】補助金申請にあたり、下記の事項を誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造材、内装材に対する県の他の補助金又は利子補給と併用しないことを確認し、誓約します。 ・要領第3条の規定に定められた木材使用量以上県産材を使用することを誓約します。 ・要領第9条の規定により補助金交付申請後に現地確認の対象となった際は、現地確認立会い等県に全面的に協力することを誓約します。 ・国補助金等との併用の有無に偽りがなく、また、これに変更があった場合は変更届を提出することを確認し、誓約します。 <p>【同意事項】補助住宅の申請にあたり、下記の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請により県が入手する個人情報に関し、本補 <p><申請者></p> <p>署名 岐阜 太郎</p>																																											
5	振込先口座	<table border="1"> <thead> <tr> <th>金融機関名</th> <th>預金種別</th> <th>金融機関コード</th> <th>店番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぎふ森林</td> <td>※該当のものを<input checked="" type="checkbox"/>する <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他</td> <td>0 1 1 1</td> <td>2 2 2</td> </tr> <tr> <td>県庁</td> <td>支店 支所 出張所 ()</td> <td colspan="2">口座番号 (右詰記入)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0 1 2 9</td> <td>8 7 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>氏 名</p> <p>口座名義人通帳の名義を記入してください。カナの姓と名の間は1文字空け、濁点は1文字として記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>カナ</td> <td>キ</td> <td> "</td> <td>フ</td> <td>タ</td> <td>ロ</td> <td>ウ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漢字</td> <td>岐</td> <td>阜</td> <td>太</td> <td>郎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		金融機関名	預金種別	金融機関コード	店番	ぎふ森林	※該当のものを <input checked="" type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他	0 1 1 1	2 2 2	県庁	支店 支所 出張所 ()	口座番号 (右詰記入)				0 1 2 9	8 7 6	カナ	キ	"	フ	タ	ロ	ウ							漢字	岐	阜	太	郎								
金融機関名	預金種別	金融機関コード	店番																																										
ぎふ森林	※該当のものを <input checked="" type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他	0 1 1 1	2 2 2																																										
県庁	支店 支所 出張所 ()	口座番号 (右詰記入)																																											
		0 1 2 9	8 7 6																																										
カナ	キ	"	フ	タ	ロ	ウ																																							
漢字	岐	阜	太	郎																																									

【振込先口座記載時の注意事項】

①振込先口座の名義と申請者名は原則一致させてください。

※会社名等事業者の名義の口座には振り込み不可

※申請者名と別の口座に振り込みたい場合や連名で申請する場合は、委任状の提出が必要
(連盟の場合の振込先はどちらか1名の口座を記入すること)

②定期預金口座は、振込先口座に指定しないでください。

③(振込先口座がゆうちょ銀行の場合)「ゆうちょ銀行間の振り込みに使用する記号・番号」ではなく、
「ゆうちょ銀行以外の金融機関からゆうちょ銀行へ振り込みをする際に使用する店名・店番・預金種目・
口座番号」を記入してください。

訂正印、二重線、修正液等での修正は認められません

記入しない

受付番号

県外

受付年月日

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅申込書
兼補助金交付申請書 (県外)

申請日： 令和 8 年 5 月 20 日

岐阜県知事 様

【申請者】 〒

470-XXXX

住所

愛知県〇〇市XXXX丁目XX

ふりがな

ぎふ たろう

氏名

岐阜 太郎

連絡先 (電話番号)

090-XXXX-XXXX

振込先口座の名義と申請者名は原則一致させてください

※連名で申請する必要はありません

※申請者と振込先の口座名義人が異なる場合は委任状が必要です

補助金実施要領 (以下、「要領」という。)

で、下記のとおり申請します。

1 住宅概要	建築場所	愛知 県 〇〇 市町村 △△町XXXX-123	
	工事完了日	令和 8 年 5 月 10 日 <small><工事完了日の定義> 完了検査 (建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項) が必要な建物は、検査済証交付日とします。 完了検査が不要な建物は、工事完了報告書 (様式第6号) 等に記載された工事完了日とします。</small>	
	住宅の仕様	木造 <input checked="" type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て ※該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。	
	延べ床面積 (住宅の部分の面積)	m2	
	工者名	県流建設 大垣市江崎町422-3 ・電話番号 0584-73-1111 (問い合わせ先) 担当者： 県流 次郎 (TEL： 090-0000-0000)	
併用の有無 (国補助金等)	<input checked="" type="checkbox"/> 併用あり <input type="checkbox"/> 併用なし		
補助金申請額	※併用なし (③+④) ※併用あり (③+④) × 0.55 103,000 円 ※1,000円未満切り捨て		
「木材使用量計算書」から転記	【内訳】 当補助金の交付を受けようとする県産材使用量を記載し、補助金申請額を計算してください。 ①③の数量は小数点以下第4位まで表示 (第5位以下四捨五入) ②④の数量は小数点以下第1位まで表示 (第2位以下切り捨て) 金額は1円未満切り捨て		
	項目	内容	数量・金額
	①構造材 総使用量 (A)		8.5821 m3
	②構造材 県産材率 (B) ÷ (A)	(県産材率80%以上であること)	100.0 %
	③構造材 性能表示材等使用量 (B)	8.5821 m3 × 20,000円/m3	171,642 円
	④内装材 ぎふ証明材使用面積	8.5 m2 × 2,000円/m2	17,000 円
「内装材使用面積計算書」から転記	計 (③+④) 補助金上限200,000円以内の額		188,642 円

3	申請枠登録	<input type="checkbox"/> 有		<input checked="" type="checkbox"/> 無																																																																																																											
4	誓約・同意事項	<p>【誓約事項】補助金申請にあたり、下記の事項を誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造材、内装材に対する県の他の補助金又は利子補給と併用しないことを確認し、誓約します。 ・要領第3条の規定に定められた木材使用量以上県産材を使用することを誓約します。 ・要領第9条の規定により補助金交付申請後に現地確認の対象となった際は、現地確認立会い等県に全面的に協力することを誓約します。 ・国補助金等との併用の有無に偽りがなく、また、これに変更があった場合は変更届を提出することを確認し、誓約します。 <p>【同意事項】補助住宅の申請にあたり、下記の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請により県が入手する個人情報に関し、本補 <p><申請者></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">署名 岐阜 太郎</div>																																																																																																													
5	振込先口座	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">金融機関名</th> <th>預金種別</th> <th colspan="3">金融機関コード</th> <th colspan="3">店番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ぎふ森林</td> <td>銀行 金庫 組合</td> <td>※該当のものを<input checked="" type="checkbox"/>する</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">0</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 普通</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td><input type="checkbox"/> 当座</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">口座番号（右詰記入）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">県庁</td> <td>支店 支所 出張所</td> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">0</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">9</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">8</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">7</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>口座名義人通帳の名義を記入してください。カナの姓と名の間は1文字空け、濁点は1文字として記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">カ</td> <td style="width: 20px;">キ</td> <td style="width: 20px;">"</td> <td style="width: 20px;">フ</td> <td style="width: 20px;">タ</td> <td style="width: 20px;">ロ</td> <td style="width: 20px;">ウ</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td>ナ</td> <td>岐</td> <td>阜</td> <td>太</td> <td>郎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漢字</td> <td>岐</td> <td>阜</td> <td>太</td> <td>郎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						金融機関名		預金種別	金融機関コード			店番			ぎふ森林	銀行 金庫 組合	※該当のものを <input checked="" type="checkbox"/> する	0	1	1	1	2	2	2	<input checked="" type="checkbox"/> 普通			<input type="checkbox"/> 当座	口座番号（右詰記入）							県庁	支店 支所 出張所	<input type="checkbox"/> その他 ()	0	1	2	9	8	7	6			カ	キ	"	フ	タ	ロ	ウ														ナ	岐	阜	太	郎																	漢字	岐	阜	太	郎																
金融機関名		預金種別	金融機関コード			店番																																																																																																									
ぎふ森林	銀行 金庫 組合	※該当のものを <input checked="" type="checkbox"/> する	0	1	1	1	2	2	2																																																																																																						
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通																																																																																																														
		<input type="checkbox"/> 当座	口座番号（右詰記入）																																																																																																												
県庁	支店 支所 出張所	<input type="checkbox"/> その他 ()	0	1	2	9	8	7	6																																																																																																						
カ	キ	"	フ	タ	ロ	ウ																																																																																																									
ナ	岐	阜	太	郎																																																																																																											
漢字	岐	阜	太	郎																																																																																																											

申請者(施主)が直筆で記載する
誓約・同意事項を必ずお読みの上ご署名ください

【振込先口座記載時の注意事項】

- ①振込先口座の名義と申請者名は原則一致させてください。
※会社名等事業者の名義の口座には振り込み不可
※申請者名と別の口座に振り込みたい場合や連名で申請する場合は、委任状の提出が必要
(連盟の場合の振込先はどちらか1名の口座を記入すること)
- ②定期預金口座は、振込先口座に指定しないでください。
- ③(振込先口座がゆうちょ銀行の場合)「ゆうちょ銀行間の振り込みに使用する記号・番号」ではなく、
「ゆうちょ銀行以外の金融機関からゆうちょ銀行へ振り込みをする際に使用する店名・店番・預金種目・
口座番号」を記入してください。

内装材使用面積計算書

事業タイプ ※該当するものに☑	<input checked="" type="checkbox"/> 県内新築タイプ	<input type="checkbox"/> 県外新築タイプ
	<input type="checkbox"/> 県内リノベーションタイプ	
申請者氏名	岐阜 太郎	

JAS製品の場合以下のJAS区分を選択
 ・機械等級区分
 ・構造用製材 人工乾燥
 ・構造用製材 構造用集成材

部材名称	樹種	規格			1本あたりの面積 (m ²)	数量 (本)	内装材使用面積		ぎふ最終証明者会社名・登録番	性能表示材等認定工場名・番号又はセンター検査番号	使用箇所 (該当箇所に○)	天井
		厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)			うち、性能表示材等加算面積 (m ²)	JAS				
床板	スギ	15	300	1,800	0.54	80	43.2	43.2	〇〇産業(株) 第05〇〇〇号	〇〇産業(株) 〇〇号	〇	
壁板	ヒノキ	10	300	900	0.27	30	8.1	8.1	〇〇産業(株) 第05〇〇〇号	〇〇産業(株) 〇〇号		〇
					0.00		0.0					
					0.00		0.0					
計							① 51.3	② 51.3				
うちJAS製品使用量								0.0				
うちぎふ性能表示材使用量								51.3				

「ぎふ証明材」を出荷した最終証明者の「会社名」と「登録番号」を記載

「性能表示材等」を使用した場合「認定工場名」と「認定番号」又は「センター検査番号」を記載

補助の対象となる内装仕上げ材の納品書等の記載面積 ※面積計算根拠(実際に使用した量)でなくてよい

◆補助対象面積計算書	補助対象面積(m ²)
①内装材使用面積	51.3
②①のうち、性能表示材等加算面積	51.3

- 注) 1 県産材の証明となるもの(岐阜証明材推進制度による伝票の写し等)を5年間保管すること
 2 面積は、1本あたりの面積について少数点以下第3位を四捨五入し第2位まで求め、1本あたりの面積に数量(枚)を掛けたものを少数第1位まで記載すること(第2位切り捨て)
 3 部材名・樹種・規格が同じであっても「ぎふ性能表示材」と「JAS製品」を混合して記載しないで、分けて別の行に記載すること
 4 性能表示材等がJAS製品の場合は、性能表示認定工場のJAS欄にJAS製品の区分を記入すること

【参考資料7】 概要書（様式第5号）添付写真

「ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書（様式第5号）」には、下記の写真の添付が必要になります。

県内新築・県外新築タイプ

- ① 住宅全景写真（工事完了後、別の角度から撮影したもの）：2枚以上
- ② 住宅内部写真（工事完了後のもの）：2枚以上
- ③ 県産材使用状況が分かる構造材（梁、桁、土台、柱等）の写真
：4枚以上（各1枚以上）
- ④ 内装工事の着手前及び着手後の該当箇所の写真：4枚以上（各2枚以上）
※内装材の補助を申請する場合

■注意事項

- ・住宅全景および住宅内部は、工事完了後に撮影してください。
 - ・県産材使用状況が分かる写真とは、構造部材が見える段階で撮影してください。
（梁・桁・柱・土台等の木材が確認できる上棟前後）
- ※工事看板、メジャー等は不要です。

■ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書記載例

様式第5号（住宅概要書）

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書

事業タイプ ※該当するものに☑	<input checked="" type="checkbox"/> 県内新築タイプ	<input type="checkbox"/> 県外新築タイプ
	<input type="checkbox"/> 県内リノベーションタイプ	<input type="checkbox"/> 県内改修タイプ
申請者氏名	岐阜 太郎	

1 建築（施工）場所

岐阜	県	岐阜	市町村	菟田南5丁目14番53号
----	---	----	-----	--------------

2 添付写真（カラーのもの） ※該当するものに☑

（県内新築タイプ・県外新築タイプ）

該当するものに☑し、別添①②③及び別添⑤（内装材の補助を申請する場合のみ）の様式に写真を貼り付けてください

別添①	住宅全景写真（工事完了後のもの）	2枚以上 （別の角度から撮影したもの）	<input checked="" type="checkbox"/>
別添②	内部写真（工事完了後のもの）	2枚以上	<input checked="" type="checkbox"/>
別添③	県産材使用状況がわかる構造材（梁、桁、柱、土台等）の写真	計4枚以上 （各1枚以上）	<input checked="" type="checkbox"/>
別添⑤	内装工事の着手前及び完了後の該当箇所の写真（内装材の補助を申請する場合）	計4枚以上 （各2枚以上）	<input checked="" type="checkbox"/>

（県内リノベーションタイプ）

別添①	住宅全景写真（工事完了後のもの）	2枚以上	<input type="checkbox"/>
別添④	県産材使用状況がわかる構造材（梁、桁、柱、土台等）及び準構造材（間柱、筋かい）の写真	計2枚以上 （各1枚以上）	<input type="checkbox"/>
別添⑤	内装工事の着手前及び完了後の該当箇所の写真（内装材の補助を申請する場合）	計4枚以上 （各2枚以上）	<input type="checkbox"/>

（県内改修タイプ）

別添①	住宅全景写真（工事完了後のもの）	2枚以上	<input type="checkbox"/>
別添⑤	内装工事の着手前及び完了後の該当箇所の写真	計4枚以上 （各2枚以上）	<input type="checkbox"/>

様式第5号（住宅概要書）別添③

写真で確認できる構造材の名称を記載してください

（県内新築タイプ・県外新築タイプ）

③-1 県産材使用状況がわかる構造材（梁、桁、柱、土台等）の写真

構造材の名称： 土台



写真で確認できる構造材の名称を記載してください

③-2 県産材使用状況がわかる構造材（梁、桁、柱、土台等）の写真

構造材の名称： 柱



写真で確認できる構造材の名称を記載してください

（県内新築タイプ・県外新築タイプ）

③-3 県産材使用状況がわかる構造材（梁、桁、柱、土台等）の写真

構造材の名称： 梁・桁



写真で確認できる構造材の名称を記載してください

③-4 県産材使用状況がわかる構造材（梁、桁、柱、土台等）の写真

構造材の名称： 梁・桁



お問い合わせ先

岐阜県林政部 県産材流通課 木造建築推進室 販路拡大係

電話 058-272-8487 (直通)

FAX 058-278-2705

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 県庁14階

インターネット検索で

ぎふの木で家づくり

クリック

ホームページ
はこちらから

